実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
東広島市	郷曽地区	平成30年11月15日	令和元年12月8日

1　対象地区の現状

①地区内の農地面積	136.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	99.1 ha
③地区内における75才以上の農業者の農地面積の合計	23.9 ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	9.3 ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	4.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

地域内の大半の農地は平成9年に完了した郷曽地区ほ場整備地区による基盤整備を実施した優良水田で構成された水田地域であり、従前は地域内の複数の大型農家が農地の担い手を果たしてきたが、高齢化の進行により担い手が減少していくことが危惧されている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当該地区においては、平成30年度に集落法人が設立された。今後は地域での話合いにより、中心経営体に位置付ける集落法人や大型農家を中心に今後の農地集積の意向や担い手の分散錯圃の解消に向けて、話し合いの場で相互に確認を行うとともに、経営改善や、地域内の農地を効率的に活用するため、中心経営体が農地の集積や集約化に向けた協力を行う。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、16.17haとなっている。
将来の農地利用の在り方 担い手に集積・集約化するとともに、担い手の分散錯圃を解消の他、耕作放棄地の解消に取り組む。
農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農業をリタイア・経営転換する者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。また、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする者も、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
新規・特産化作物の導入方針 水田を中心に、当面は水稲、転作作物の生産を行い、有利販売に努める。また、（農）郷曽においては、作業、資材購入の効率化によるコスト低減の道筋を探る。

（留意事項）
本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

（参考）　中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	（農）郷曽	水稲	15.8 ha	水稲	15.8 ha	郷曽地区
	平崎和孝	水稲、野菜	2.4 ha	水稲、野菜	2.4 ha	郷曽地区
	舛岡俊彦	水稲、野菜	5.3 ha	水稲、野菜	5.3 ha	郷曽地区
	古川みどり	水稲、野菜	3.4 ha	水稲、野菜	3.4 ha	郷曽地区
	上田常雄	水稲、野菜	5.4 ha	水稲、野菜	5.4 ha	郷曽地区
	今井雅治	水稲	0.5 ha	水稲	0.5 ha	郷曽地区
	政木子末	水稲、野菜	0.3 ha	水稲、野菜	0.3 ha	郷曽地区
	川原寛司	水稲	3.7 ha	水稲	3.7 ha	郷曽地区
	脇田茂行	水稲、野菜	1.7 ha	水稲、野菜	1.7 ha	郷曽地区
	坂井敏昭	水稲	2.7 ha	水稲	2.7 ha	郷曽地区
	下垣正昭	水稲	1.5 ha	水稲	1.5 ha	郷曽地区
	若本隆之	水稲、野菜	0.8 ha	水稲、野菜	0.8 ha	郷曽地区
計	12 経営体		43.5 ha		43.5 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積（農地面積）を記載します。